

## 第21回 港区地域公共交通会議 次第

日 時：令和元年7月30日（火）午前10：00～

場 所：港区議会 議会棟1階 第5、第6委員会室

### <次第>

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 台場シャトルバスの運賃改定について

4 報告

(1) 台場シャトルバスの自動車車庫と営業所の移転について

(2) ちいばすの運行状況について

(3) 台場シャトルバスの運行状況について

5 閉会

### <配布資料等>

資料1 台場シャトルバスの運賃改定について

資料2 台場シャトルバスの自動車車庫と営業所の移転について

資料3 ちいばすの運行状況について

資料4 台場シャトルバスの運行状況について

その他資料 港区地域公共交通会議設置要綱

港区地域公共交通会議委員名簿

## 第 21 回 港区地域公共交通会議 議事記録

---

日時：令和元年 7 月 30 日（火）午前 10：00～11：15

場所：港区議会 議会棟 1 階 第 5、第 6 委員会室

<次第>

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題  
(1) 台場シャトルバスの運賃改定について
- 4 報告  
(1) 台場シャトルバスの自動車車庫と営業所の移転について  
(2) ちいばすの運行状況について  
(3) 台場シャトルバスの運行状況について
- 5 閉会

<配布資料>

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 資料 1  | 台場シャトルバスの運賃改定について                |
| 資料 2  | 台場シャトルバスの自動車車庫と営業所の移転について        |
| 資料 3  | ちいばすの運行状況について                    |
| 資料 4  | 台場シャトルバスの運行状況について                |
| その他資料 | 港区地域公共交通会議設置要綱<br>港区地域公共交通会議委員名簿 |

<議事>

事務局 1 開会

会長 2 あいさつ

3 議題

会長 それでは、まず議題（1）について、事務局から説明を願う。

事務局 資料説明（資料 1）

<質疑応答>

会長 ただいまの説明について、質問やご意見等があればお願いしたい。

委員 運賃改定について、すでに申請したのかどうか。誰が許可するのか。仮に消費税増税がなかった場合はどうなるのか。この 3 点についてお伺いしたい。

事務局 運賃改定は、本交通会議で承認された後に申請する。申請者は運行事業者、申請先

は国土交通省関東運輸局東京運輸支局となる。今回の運賃改定は、消費税改訂と人件費や燃料費の高騰も考慮した運賃改定となっている。

委員 当初見込んでいたより経費がアップしているとのことだが、区の助成のあり方を再検討してもよいのではないか。そうしないと利用者に負担を強いることになる。台場地域は、ちいばすが運行していないので、台場地域住民の経費負担を軽減するためにも、協定に基づく経費負担について再検討してもよいと思うがいかがだろうか。

事務局 台場シャトルバスは、現行スキームが始まって3年目であり、5年目の黒字化を目指している。5年目の見通しが分かった段階であらためて考えたい。

委員 補助金の値上げについては議会で議論すべきことで、公共交通会議で議論することではないのではないか。

会長 補助金については区として判断する。本会議は、皆様から意見を伺う場としたいがよろしいか。

会長 他にご意見等がなければ、「台場シャトルバスの運賃改定について」は、ただ今お謀りした事務局案で進めさせていただくことでよろしいか。  
(一同、異議なし)

会長 次に、報告事項(1)「台場シャトルバスの自動車車庫と営業所の移転について」運行事業者のケイエム観光バス株式会社から説明を願う。

<質疑応答>

会長 ただいまの説明について、質問やご意見があればお願いしたい。

会長 特にご意見等がないようなので、ただいまの報告は終了させていただく。

会長 次に、報告事項(2)「ちいばすの運行状況について」運行事業者の株式会社フジエクスプレスから説明を願う

<質疑応答>

会長 ただいまの説明について、質問やご意見があればお願いしたい。

委員 バス停にベンチと屋根が設置されて利用者に喜ばれている。歩道が狭いところは設置が難しいとのことだが、バス停やベンチの設置に関する年次計画はあるのか。

委員 年次計画というのではなく、設置可能なところに設置するという形で進めている。

委員 平日と土日の利用状況に差はあるか。観光客の中には体が不自由な方もいるので、

土日のルートに限り観光地を回るような検討はできないか。

委員 平日に比べると土休日の方が利用者が少ない。これに伴い、一部のルートでは、通常 20 分間隔のところを土休日は 30 分間隔で運行している。ルートについては港区担当部署と協力して検討していきたい。

会長 今度のるぶ港区に、ちいばすを利用した観光について掲載されており、観光振興に寄与すると思われる。今後とも引き続きご協力をお願いしたい。

会長 次に、報告事項（3）「台場シャトルバスの運行状況について」運行事業者のケイエム観光バス株式会社から説明を願う。

<質疑応答>

ただいまの説明について、質問やご意見があればお願いしたい。

副会長 台場シャトルバスとちいばすの収支率にかなり差があるが、収支率の考え方についてお聞きしたい。

委員 ちいばすは収支率 50%を設定しており、これをきることがあれば、必要に応じて見直すこととしている。最近では 50%後半を維持しており、現在は 60%を目指しているという考え方である。

台場シャトルバスは、5 年間で黒字化を目指しており、その中で様々な工夫をしている。令和 3 年度までに収支率 100%を目指している。

ちいばすは路線の設定からしても黒字化が目指せるものではなく、そういう意味で 60%設定としている。収支率の計算方法はどちらも同じである。

会長 本日の議事はこれで終了する。他にご意見はあるか。

堀委員 来年 3 月に、南麻布に入所施設ができ、そこに重度障害者が入所する。そこにバスを乗り入れていただきたい。

事務局 ご意見を賜りまして、関係部署と検討していきたい。

会長 ただいまの意見を参考に事務局で検討させて頂く。

委員 先日、大規模な交通規制があったが、台場シャトルバスまたはちいばすに影響があったのではないか。ご教示頂きたい。

委員 台場シャトルバスについてはほとんど影響がなかった。

委員 ちいばすについても影響がなかった。

会長                   オリンピック関連で、台場シャトルバスへの影響はどうか。

委員                   来月、トライアスロンのプレ大会が開催される。お台場レインボーバス 10 箇所のバス停のうち 7 箇所が使用できなくなる。現在、ルート及び時刻表を鋭意検討中である。ルートは、台場から大井経由の時計回りでの迂回ルートを検討している。台場住民説明会ですでに住民には説明しているが、プレ大会期間中は、フジテレビ前のバス停を利用してもらうことになる。来年のオリンピックについて組織委員会からは、今年のプレ大会よりも規制時間が伸びること、道路に鉄柵等が設置されることを言われている。このほか、お台場や有明地区では複数の大会が開催される可能性があるが、詳細な情報はまだ入手できていない。台場住民をはじめ利用者の交通手段としての足は確保したいと考えている。

会長                   本日の議事はこれで終了する。

## 5 閉会

これを持って港区地域公共交通会議を閉会する。

以上

○港区地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月1日

20港環計第945号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、港区地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃・料金等に関すること。
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関すること。
- (3) 交通会議に運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって構成する。

- (1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 区民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 学識経験者

2 会長は、前項各号に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。

3 第1項第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、街づくり支援部に関することを担任する副区長とし、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 交通会議は、協議事項の検討について必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(連絡・通報窓口)

第9条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、以下のとおり連絡・通報窓口を定める。

港区地域公共交通に係る相談又は通報窓口

港区街づくり支援部地域交通課地域交通係

連絡先：TEL 03-3578-2111 (内線2212)

FAX 03-3578-2369

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、街づくり支援部地域交通課地域交通係において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交

通会議に諮り、定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 委員名簿

部 署	
港区 地域公共交通 会議	港区 副区長
	東京都 交通局 自動車部 計画課長
	株式会社フジエクスプレス 代表取締役社長
	ケイエム観光バス株式会社 東京支店 東雲営業所 所長
	一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 専務理事
	一般社団法人 東京バス協会 専務理事
	港区議会 議長
	港区議会 交通・環境等対策特別委員会 委員長
	港区老人クラブ連合会 会長
	港区心身障害児・者団体連合会 会長
	港区商店街連合会 会長
	港区観光協会 会長
	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送担当）
	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会長
	港区 街づくり事業担当部長
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長
	東京都 第一建設事務所 管理課長
	港区 街づくり支援部 土木管理課長
	警視庁 交通部 交通規制課 課長代理
	警視庁 愛宕警察署 交通課長
	警視庁 三田警察署 交通課長
	警視庁 高輪警察署 交通課長
	警視庁 麻布警察署 交通課長
	警視庁 赤坂警察署 交通課長
	警視庁 東京湾岸警察署 交通課長
	東京海洋大学 名誉教授
国土館大学理工学部 教授	
事務局	港区 街づくり支援部 地域交通課長
	港区 街づくり支援部 地域交通課 地域交通係長
	港区 街づくり支援部 地域交通課 地域交通係
	港区 街づくり支援部 地域交通課 交通対策係
	港区 街づくり支援部 地域交通課 地域交通係
	港区 街づくり支援部 地域交通課 地域交通係
	港区 街づくり支援部 地域交通課 地域交通係